

施設使用料の見直しについて

1 見直しの背景と目的

本市では、市民の健康増進や産業振興、交流の促進等のため、様々な公の施設を整備し、日々市民の方々に利用されています。これらの施設の維持管理や運営に必要な経費は、利用者が支払う使用料を充てていますが、すべての経費を使用料で賄ってはならず、経費と使用料収入の差は、税金等によって補われています。

一方、本市は、平成 17 年 11 月に 1 市 3 町が合併し誕生しましたが、今日まで一度も使用料や手数料は見直されていませんでした。また、合併前の旧市町の考え方で使用料が設定されたままで、一貫性もない状況にありました。

これらを踏まえ、酒田市行財政改革推進計画（平成 28 年 3 月策定）において、「持続可能な財政基盤の確立」の取組項目の 1 つとして、「受益者負担のあり方の見直し」を掲げ、使用料の算定の考え方を整理し、見直しを行うことで、施設の利用者（受益者）と利用しない市民（非受益者）との負担の公平を目指しています。

2 見直しの対象施設

原則として使用料を徴収している施設ですが、以下に掲げるものは除きます。

- ① 法令等により、市が独自に料金設定できないもの
 - ・ 法令により使用料が徴収できないもの（図書館）
 - ・ 受益者負担の基準が定められているもの（市営住宅、保育園）
- ② 独立採算を前提としているもの（上下水道事業、駐車場事業）
- ③ 財産価値によって設定しているもの（道路・河川占用料、目的外使用料）
- ④ 政策的判断が必要で個別に検討を要するもの
- ⑤ 近隣民間施設との水準に配慮する必要があるもの（駐車場、宿泊・温浴施設）
- ⑥ 使用料の設定から間もないもの

※次回の見直しにおいては見直し対象となることがあります。

3 施設使用料の現状

(1) 公の施設の運営状況

使用料見直し対象施設の平成 29 年度の維持管理経費の約 10.1 億円に対し、使用料収入は約 1.4 億円に過ぎず、その差額約 8.7 億円は、税金等で負担されており、施設の利用者と利用しない市民に不公平が生じています。

図 1 見直し対象施設のコストの状況

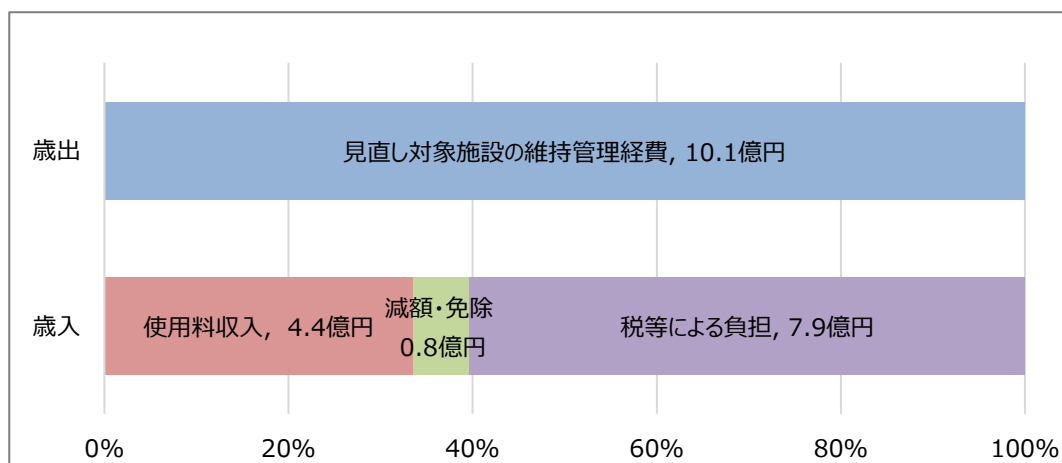
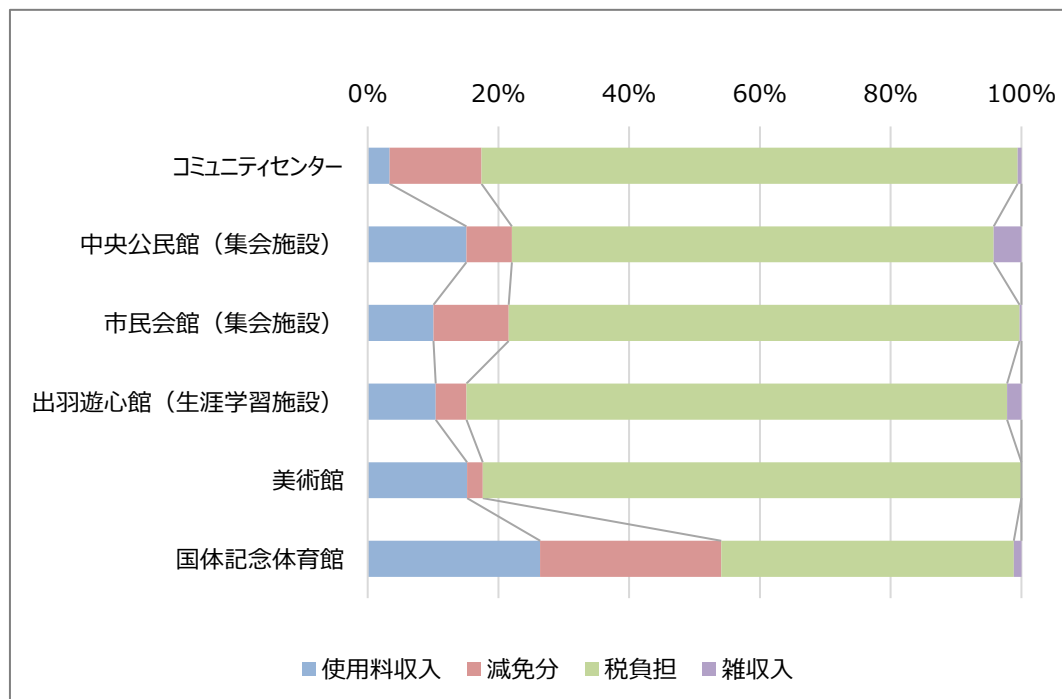


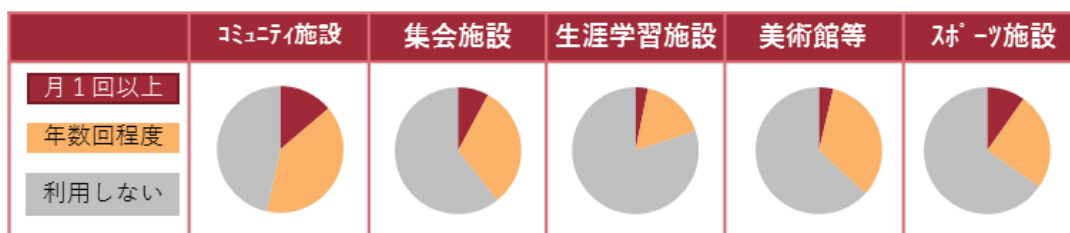
図 2 主な施設における維持管理経費に対する使用料の割合



(2) 公の施設の利用状況 (平成 28 年度公共施設に係るアンケート結果より)

- ・ 公共施設を「月 1 回以上」利用する市民は、1 割未満です。
- ・ 地域の拠点となる施設ほど利用頻度が高く、嗜好性が高い施設ほど低い傾向にあります。

図 3 施設用途別の利用頻度 (平成 28 年度公共施設に係るアンケートより)



※市民を対象に無作為抽出 (2,000 名) して実施。回答数 868 名 (回答率 43.4%)

(3) 公の施設の減免状況

- ・ 各施設で減免基準・減免割合が異なります。
- ・ 合併前の減免基準が現在も適用されています。

表 1 主な施設の減免基準 (設置管理条例の規定)

施設	減免基準
コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置目的により使用するとき。(コミュニティ振興会、地区自治会、住民サークルなど) ・ 市長が特に認めたとき。 ⇒団体により減額又は免除
農村環境改善センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害等により、使用できないとき。 ・ 使用者の責めに帰することができない理由により、使用ができないとき。 ・ 市長が特に必要と認めたとき。 ⇒全て免除 (100%減額)
中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育団体等の会合で公益上必要と認めたとき。 ⇒全額免除 (100%減額) ・ 公共的団体等が使用するとき。 ⇒特別室 50%減額、他教室は全額免除 ・ 市長が特に必要と認めたとき。 ⇒全額免除

4 見直しの考え方

(1) 算定方法の明確化

現在の使用料の多くは、合併前の旧市町の時代に類似施設や周辺市町の料金体系を参考に設定されたもので、必ずしも算定根拠が明確とは言えません。利用者のみなさまに応分の負担を求める上で、説明責任を果たすため、算定方法を明確にします。

(2) 受益者負担の適正化

公の施設は、それぞれの目的に応じて設置されています。使用料は利用の対価として負担するもので、維持管理経費の一部を賄うものですが、不足分は税金等で補うことになるため、利用しない市民にも費用の負担を求めるものとなります。

利用者（受益者）と利用しない市民（非受益者）との負担の公平性を確保するため、利用者に応分の負担を求めるものにします。

(3) 受益者負担割合の設定 「5 受益者負担の割合（表2）」参照

公の施設は、住民の福祉の為に設けられており、すべての費用負担を利用者に求めることは、公平性を損なうものとなります。それぞれの施設の設置目的や性質に応じ、利用者が費用を負担すべき割合を設定します。

(4) 減額・免除基準の見直し

使用料の減額・免除基準は、社会的弱者の支援や教育の振興といった政策的配慮から例外的に実施するものであり、受益と負担の公平を確保する観点から、本来は必要最小限であるべきものです。受益者負担の適正化をより確実なものとするために、減額・免除基準についても見直しをすすめていく予定です。

(5) 効果的・効率的な施設運営

施設の維持管理については、これまでも事務の効率化や効果的な業務委託、適正な人員配置などにより、経費節減に取り組んできましたが、施設の維持管理経費が使用料の算定基準となるため、今後も引き続き効果的・効率的な施設運営に努めます。

5 受益者負担の割合

受益者負担割合は、施設の設置目的や、市場性の程度によって次のとおり定めます。

表 2 分類の視点と受益者負担割合

視点	内 容	受益者負担割合
① 使用料設定の可否	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等により使用料が設定できない施設 ・費用負担を想定していない施設 	0%
② 施設の設置目的	<ul style="list-style-type: none"> ①に該当しない施設で、下記に該当するもの ・大半の市民が必要とする施設 ・社会的・経済的弱者を支援するための施設 	25%
③ 施設の代替性 (市場性)	①・②に該当しない施設で、民間関与の割合により区分	
	区分	基準
	非市場的	主として行政が提供する施設
	市場選択的	現に民間が参入し、又は競合する施設であり、利用者の選択性が高い施設
		負担割合
		50%
		75%
		50% 又は 75%

表 3 受益者負担割合の分類例

受益者負担割合	分 類 例
0%	(義務教育施設、図書館)
25%	身体障害者福祉センター
50%	コミュニティセンター、交流ひろば、農村環境改善センター、中央公民館、美術館、旧燈屋、出羽遊心館、光ヶ丘野球場、国体記念体育館、光ヶ丘球技場、武道館 等
75%	悠々の杜活性化施設、山王くらぶ、テニスコート、光ヶ丘プール、平田 B&G 海洋センタープール

※ただし、付属設備・備品使用料は除く。

6 使用料の算定

使用料の算定にあたっては、施設管理の現状を十分に踏まえながら、受益者が負担すべき費用を算出した上で、施設の設置目的や性質に応じて分類した負担割合を乗じて算出します。

$$\text{算定式} \quad \text{使用料} = \text{費用（主に維持管理費用）} \times \text{受益者負担割合}$$

※貸室の使用料算定に際しては、施設の稼働率も考慮する。

（１）費用の内容と範囲

公の施設に係る費用は、「取得及び建設の費用」「事業や内部管理に要する費用」「維持管理・貸出に要する費用」の3つに分けられます。

「公の施設は市民の共有財産」という考え方により、当面は、「取得及び建設の費用」及び「事業や内部管理に要する費用」を公費で負担する部分とし、受益者負担の算定に用いる経費の範囲としては、「維持管理・貸出に要する費用」（人件費、物件費、維持補修費（定期的なメンテナンス費用を含む。））とします。

また、今回の見直しでは、施設の維持管理に係るすべての費用を基に使用料を算定するため、原則として「冷暖房料」を使用料に含めることにします。

表 4 経費区分の整理表

区 分	項 目	負担区分
① 取得及び建設の費用	用地取得費、施設建設費（減価償却費） ※機能強化につながる大規模修繕費を含む	公 費 負 担
②事業や内部管理に要する費用		
③維持管理・貸出に要する費用	②には該当しない人件費、物件費、維持補修費 ※定期的なメンテナンス費用を含む	公 費 負 担 受 益 者 負 担

(2) 改定額の調整

見直し後の施設使用料が、現行の使用料を大幅に上回ることを避けるため、現行の使用料とのかい離の程度に応じて調整します。

表5 調整の方法

かい離の程度 (見直し後の使用料÷現行使用料)	適用される使用料
0.8 未満	算定使用料
0.8～1.2 未満	現行使用料
1.2～2.0 未満	算定使用料
2.0 以上	現行使用料×2倍

※ただし、消費税改正により上記を上回る場合もある。

(3) その他の調整事項

施設の特성에応じて、下表のとおり使用料を調整することがあります。

表6 施設別の設定例

調整の例	例
付属設備・備品使用料	屋外照明、リフト設備、器具等備品
冷暖房使用料	体育館等
営利目的利用の使用料	営利目的又は入場料徴収 / 2倍 営利目的で入場料を徴収（興行利用） / 5倍～
特別な施設	特別会議室、茶室などの貸室

7 減額・免除基準の見直し

使用料の減額・免除は、受益と負担の公平性・公正性の観点から、今後見直しを進めます。

8 今後の予定

見直し後の施設使用料は、令和2年4月1日から適用されます。

原則5年ごとに見直していきます。

9 継続する取り組み

「効率的な施設運営による利用者負担の軽減」と「サービス内容の拡充及び利用率の向上」を目指し、次のことに取り組みます。

(1) 維持管理費用削減

- ① 管理業務内容を定期的に見直し、費用の削減に努めます。
- ② 民間のノウハウを活用し、維持管理費用の抑制に努めます。
- ③ 利用実態や施設のあり方も踏まえ、適切な維持管理に努めます。
- ④ コスト状況を掲示するなどして施設の運営状況の周知に努めます

(2) サービス内容の拡充

- ① 各施設の清掃や備品管理の徹底など施設の環境整備に努めます。
- ② 広報や市ホームページを活用し、情報提供や周知に努め、利用者の増加を目指します。
- ③ 利用者のニーズの的確な把握に努めます。
- ④ 時間貸し、部分貸しなど柔軟性のある運営を検討します。